

# 火薬類災害防止協定書

武 豊 町

半 田 市

常 滑 市

美 浜 町

日本油脂株式会社

愛 知 県

【梶田注：原文を写したもので、公印及び割り印を省略】

# 火薬類災害防止協定書

武豊町、半田市、常滑市及び美浜町の各市町（以下「甲」という。）と日本油脂株式会社（以下「乙」という。）は、愛知県の立会いのもと、火薬類に起因する事故（以下「事故」という。）に伴う災害に対する対策の強化を図り、事故に伴う災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護し、快適かつ良好な生活環境を保全するため、乙の愛知事業所（以下「事業所」という。）における事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

## （協定の基本理念）

第1条 乙は、火薬類の保全について重大な社会的責務を有することを強く自覚し、事業所の操業に当たっては、甲と常に緊密な連携を図り、誠意をもって積極的にこの協定を履行するものとする。

## （事故の防止）

第2条 乙は、事業所の操業に当たり、関係諸法令等を遵守するとともに、火薬類の製造、貯蔵、運搬等の自己を防止し、及び公共の安全を確保するため、別に定める火薬類事故防止計画書に基づき施設の維持管理その他の必要な措置を積極的に講ずるものとする。また、乙は、関係行政機関が行う事故の防止施策に対しても積極的に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき必要な措置を講じたときは、速やかに甲にその内容を報告するものとする。

3 乙は、毎年度当初、第1項の火薬類事故防止計画書の内容について、甲と協議するものとする。

## （火薬類関係施設の設置及び構造等の変更）

第3条 乙は、事業所において火薬類関係施設を設置し、又はその構造、使用の方法等を変更する場合において関係機関の許可を受けたときは、直ちに甲にその旨を報告するものとする。

## （事故防止技術等の開発）

第4条 乙は、事故の防止技術について積極的に開発及び導入を図り、事故の防止に努めるものとする。

## （予防規程の検討）

第5条 乙は、事故の防止対策を積極的に進めるため、火薬類取締法第28条に規定する火薬類危害予防規程に毎年度検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

## （測定・監視）

第6条 乙は、火薬類危害予防規程に定めるところにより定期自主検査を実施するほか、第15条の協議会で定める検査を行い、その結果を記録し、保管するものとする。

2 乙は、火薬類関係施設の構内及びその周辺を巡回するとともに、監視装置を整備し、環境の状況を把握することにより、事故の防止に努めるものとする。

#### (緊急時の措置)

第7条 乙は、事業所の火薬類関係施設において、事故が発生し、又はそのおそれが生じたときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、火災通報装置により管轄消防本部に迅速に通報しなければならない。

2 前項の事故が重大なものである場合には、乙は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

3 前項の場合において、甲が必要な措置を指示したときは、乙は、これに従わなくてはならない。

#### (報告)

第8条 乙は、第6条第1項による検査の結果を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙に対し、事故の防止対策の実施状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

#### (報告の公開)

第9条 甲は、前条の規定に基づいて乙から報告された検査の結果を乙と協議の上、公開することができる。

#### (立入調査)

第10条 甲は、職員を事業所に立ち入らせて、必要な調査をさせることができる。

2 甲は、立入りに際し、専門的知識を有する者及び地域住民の代表のうち甲が指定する者を乙の承諾のもと同行させることができる。ただし、法令に基づく立入り制限区域は除くものとする。

#### (関連事業所に対する指導、監督)

第11条 乙は、事業所地内の関連事業所に対し、事故の防止について、積極的に指導及び監督を行うものとする。

2 乙は、前項の関連事業所が事故を発生させ、地域住民に損害を与えたときは、責任をもってその処置に当たるものとする。

#### (訓練の実施)

第12条 乙は、独自又は防災機関と共同で緊急時を想定した訓練を実施するものとする。

#### (損害の補償)

第13条 乙は、事業所の操業に伴って生じた事故により地域住民に損害を与えたときは、直ちにその原因の除去に努め、責任をもってその処置に当たるとともに、その損害についても補償するものとする。

2 前項の場合において、その解決が困難となり、地域住民又は乙から甲に申出があったときは、甲は、地域住民と乙との間のあっ旋に努めるものとする。

(改善勧告)

第 14 条 甲は、乙がこの協定に違反したと認められるときは、乙に対し事業所の火薬類関係施設の改善、操業の一部停止その他の必要な措置を勧告すると同時に、その旨を公表する。

(協議会)

第 15 条 事故及び災害を防止し、この協定の履行を確保するため、甲及び乙は、関係機関及び地域住民を含めた協議会を設置するものとする。

2 前項の協議会の設置については、別に定める。

(補則)

第 16 条 この協定に関し、定めのない事項、疑義を生じた事項、改正を必要とする事項及び実施に必要な事項は、その都度、愛知県の立会いのもと甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書 6 通を作成し、甲、乙及び愛知県において記名、押印の上、各 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 12 日

甲 知多郡武豊町字長尾山 2 番地  
武豊町  
代表者 武豊町長 青木 孝 憲

半田市東洋町二丁目 1 番地  
半田市  
代表者 半田市長 酒井 義 弘

常滑市新開町四丁目 1 番地  
常滑市  
代表者 常滑市長 石橋 誠 晃

知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地  
美浜町  
代表者 美浜町長 齋藤 宏 一

乙 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号  
日本油脂株式会社  
代表者 代表取締役社長 宇野 允 恭

立会人 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号  
愛知県  
代表者 愛知県知事 神田 真 秋